

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年12月3日

静岡県選挙管理委員会委員長 山本 正幸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 59,710
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 473,187
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区	選挙区	選挙区
下田市・賀茂郡 16,862	富士市 68,503	袋井市・森町 27,701
伊東市 19,217	富士宮市 35,632	磐田市 44,398
熱海市 10,014	静岡市葵区 69,284	浜松市中央区 149,186
伊豆市 8,251	静岡市駿河区 57,695	浜松市浜名区・天竜区 49,850
伊豆の国市 13,180	静岡市清水区 64,093	湖西市 15,395
函南町 10,344	焼津市 37,260	
三島市 29,688	藤枝市 39,256	
清水町 8,613	牧之原市・吉田町 19,163	
長泉町 11,791	島田市・川根本町 28,183	
裾野市 13,608	御前崎市 8,291	
御殿場市・小山町 27,718	菊川市 12,177	
沼津市 53,064	掛川市 30,903	